## 王国の土地制度について小アジアにおけるセレウコス

田 中 穗

積

るところであり、 セレウコス王国の経済政策を 論じることはできない。しかし マケドニア人の法に従うと 「槍によって 獲得された領 集権の国家体制を完備したプトレマイオス王国とは対照的であり、またそこに導入された経済的統制政策をもって、 民族を包含していたがゆえに、王国樹立の当初より強力な国家組織を確立できなかった。したがってエジプトで中央 と、領土的にはアレクサンドロス大王旧領の大半を占めるアジアの地域を領有し、 は ・ギリシア人が広大な領域とその中に民族的には多様な、しかも階層的差異のある住民を支配したことにあり、 アレクサンドロス大王の遺将により樹立されたヘレニズム王国の特質は、マケドニアを除いて、少数のマケドニア 「領土国家」であったともいえる。 すなわち武力行使による征服領は悉く王の私領とみなされ、 ヘレニズム王国の政治・経済機構において重要な意義を有する。このことから初期セレウコス王国 そこで前四世紀末より凡そ 半世紀余に亘る 初期セレウコス王国の性格をみる 王の自由意志で処分されたことは両王国 セミ、 アナトリア、イラン等の異 に共通 それ

九五

における土地諸関係を取上げ、 それが王国の主要政策として如何に行われたかを考察しよう。

心に検討することにする。 林等を占めていた。 て神殿領を要求したため、領土は王領  $x \omega \rho \alpha$   $\beta \alpha \sigma \iota \lambda \iota \kappa \gamma$  (一般には  $x \omega \rho \alpha \alpha' x \omega \rho \alpha \alpha \alpha \iota \lambda \iota \kappa \gamma$  はその一部として王の私的 従来の制度をほとんど改変することなく踏襲したものである。 めたが、 西アジ 各土地に所属する王の民、 史料のほとんどは小アジアに限られ、 アレクサンドロス大王は東征により、 アにはペ と都市領に大別される。王領は随所に存在し、村落 кóμη に従って組織され、 ルシア帝国時代、 その構成は地域差により相異したと考えられるが、イラン、 神殿領農奴、 古くから王家の世襲財産としての王の所領、 それも僅かである。それゆえ、ここでは小アジアにおける土地制度を中 領主農奴が農地を耕作していた。小アジアでは神殿領がその大部分を占 征服領を王領、 この後、 神殿領、 セレウコス王国の場合、王は最高主権者とし 都市領、 メソポタミア地方に関しては不明で 新設ギリシア都市領とした。これは ならびに神殿領、 農耕地、牧地、鉱山、

経済的 四年、 等が行われた。 耕技術はギリシア人によって植民地の至るところに広められ、 たことにほかならない。畢竟、これが偽アリストテレス「経済学」第二巻第一部 (Ps.-Aristot., Oikon. II の区別は絶対命令により判然としている(O. G. I. S. I)。 都市領は安堵され、 まず王領経営について問題となることは、王領と都市領の境界の確立、横領者の排除等にあった。たとえば前三三 『に重要な意義を持ったということは、 アレクサンドロス大王が発布したプリエネ市への王令碑文によると、市の公有地、 ペルガモンにおいては科学的な農業技術書が刊行されている。そのように農耕技術が一般に普及し、 自己の所領ならびに貢税納付の義務ある村落に居住する者は王領に所属するものとみなされ、 王が大土地所有者であり、 次には生産様式の改良に伴う収益の増加が挙げられる。 葡萄のごとき果実植物の栽培、 生産物課税として地租が王の主要財源であっ 私有地、 家畜の飼育、 私有家屋よりなる 品種改良

にみられるようにサトラップからの最も重要な収入である。なお王領には、従属都市、 種族と同様に貢税が経済的変

る土地関係碑文によって述べる。 ところで王領は王の私的経営とされるか、または処分して諸種の所有形態に変えられている。そのことを次に挙げ

組刊 Beloch, K. J., Griechische Geschichte. (1925-7) IV, I, 341 ff.

Bikerman, E., Institution des Séleucides. (1918) 180 ff.

Ehrenberg, V., The Greek State. (1960) 227 ff.

Jones, A. H. M., Greek City from Alexander to Justinian. (1940) 95 ff.

Rostovtzeff, M., Studien zur Geschichte des romischen Kolonates. (1910) 246 ff Kornemann, E., P. W. K. Suppl. IV. 234 ff.

Rostovtzeff, M., Social and Economic History of the Hellenistic World. (1953) 493 ff.

Rostovtzeff, M., C. A. H. W. 181 ff.

粟野頼之祐「ヘレニズム研究序説」人文論究第十巻第三号 Welles, C.B., Royal Correspondence in the Hellenistic Period. (1934). nos. 10-13, 18-20.

渡辺金一「セロイコス王国の財政機構」現代歴史学の新動向、昭和二十八年

## .

## ムネシマコスの所領抵当碑文

五、厚み、基底部○・八二、上部○・九五、刻文面の高さ○・三六、文字○・○○八─○・○一二、(単位はメートル) 一九一〇年七月、古代都市サルディスのアルテミス神殿庫の内壁より出土、碑文壁の高さ、〇・八八、幅二・七四

A. J. A XVI (1912). pp. 12—18

Buckler, W.H. and Robinson, D.M., Sardis. Vol. VII, I. (1932),no.1

Reinach, R. épigr. i (1913) pp. 334-339

Keil, P. W. K. XIII. 2190

Swobada, P. W. K. Suppl. IV. 963

## 本文

## (第 一欄

称されるアットゥーダに別の一村があり、その地代は三ステイターと三オボロイである。ところで、 あり、 上記の村々からピュテオスの千人隊に支払う地代は………年額五〇ステイターである。 に地所の構成目録が存する。 テミスからの貸付金を私に請求しているゆえ、何によってかれらにそれを支払うべきか、 から、 アに賦田地があり、 ムーラ、 ………カイレアスは調査し、………その後アンティゴノスはその地所を私に与えた。現在、神殿財産管理者はアル 、田地とそこに所属する住居域から、 「地があり、 ………アリオスの千人隊に支払う地代は年額五七ステイターである。 村々から得られる別種の収入となおそれら以外の多くのものから、 またそれに附属するものとして他の村々、一般の名称タンドス、それによってコムブディリピアがあり、 コレイスの子サガリオスの干人隊に支払う地代は三スティターと四オボロイである。 その地代は年額三ステイターである。さらにモルスタス河地方に別の一村ペリアサソストラが すなわち、次のような名称の村である。 全家族と家財を持つ農奴から、 葡萄酒容器ならびに通貨と賦役で提供される貢 イルス丘地帯のサルディス平地にある一村トバ なおモルスタス河地方のナグリオアに賦 分割が起った時ピュテオスとアドラスト またトバル 資金を持合せ またイロスの村と ムゥラ近くのキナ 全ての村から、 ないが、そこ

賦

納

H

ル

居と同様に種子三アルタバを入用とする。 子一五アルタバを入用とする。ペリアサソストラの住居域は種子三アルタバを入用とし、 マナンデスの子カドアス、 アス、ベレトラスの子ヘラクレイデス、マネアス・カイコスの子トゥイオス。ペリアソストラでこれらの住居はアル スは所有地 (& galpyma) としてトバルムゥーラで農地を受けた。農地とは別に農奴と奴隷の住居があり、二菜園は種 マネオスの子アドラストス……… トバルムゥーラではアドラストスの子エフエソス、アドラストスの子カド 菜園はその場所の奴隷 0

## 厂第二欄

是非、 3 地 で我々に義務づけられた貸付金が継続していることとなる。 がなす事物等の価値、 これらはアルテミス神殿庫に移管される。 をアルテミス神殿庫へ支払う。そしてアルテミス神殿により作られた建物と耕作された土地、 たここに明記された他の事項について所有権を主張するならば、 ところが、もし我々がそれを怠り、また村々と賦田地、地所、全奴隷に関するこの書示契約に違背するならば、 つまり私ムネシマコスと私の子孫は直ちにアルテミス神殿庫に支払う。そしてアルテミス神殿により作られた建 その他をアルテミス神殿より没収するならば、 産出物と生産物から、 要求者に対し裁判を行う。そこで、私ムネシマコスと私の子孫はアルテミス神殿庫に二六五〇ステイターを支 ・私と〔私の子孫〕………また他の何人も既に請出権を持たない。もし何人かが村々や賦田地のいずれ それらが金額に値する何物でも支払う。 神殿財務管理者がその年の収益を受取らないならば、 そこで神殿財務管理者は同上のため、 その時は貸付金の元金、 もし王がムネシマコスのため もし我々が支払わない限り、 私と私の子孫は保証人となり、その要求者を排除す すなわち 一三二五ステイターを我々自 法的処置をとり、 我々はさらに同等の価値ある金額 抵当に入れた村々、 負債は総額を返済するま または神殿財務管 適正を認めんため 賦田 ŧ

ている。それが我々の未支払として残る限り、貸付の取戻し強制執行は有効である。 払わない限り、 の年の収益を受取らないならば、 物と耕作された土地、 負債は我々がアルテミス神殿庫に総額を支払うまで、私と私の子孫に義務付けられた貸付金を継続し かれらが価値ありとする何物でも我々は直ちに支払う。また産出物と生産物から、 我々はアルテミス神殿庫にそれらが価値ありとされる額を金額で支払う。 我々が支

## 解説

土 得したと考えられる土地ならびにそれに附属する権利をアルテミス神殿に譲った抵当証文である。抵当期限は碑文の イターを借受けたが、 部破損のため不明である。 |地耕作者の立場を説明した興味あるものである。 同碑文はアレクサンドロスの後継者が小アジアにおいてとった土地制度の一端を窺知し得る一史料であって、 貸付期間中に返済出来ず、それゆえこの負債分を処置するため、 内容は、 ムネシマコスなる者がアルテミス神殿から一三二五ステ かってアンティゴノスより買

いうことである。 まず問題となることはムネシマコスの所有領を誰が譲渡したのか、そしてその年代は何時頃であったかと

譲渡者アンティゴノスを王とする理由

pive の権限を持つアンティゴノスは王たり得ること。次に第二欄中、「もし王がムネシマコスのため抵当に入れた村 々 るのであって、ムネシマコスの場合も同様の手続によったものとみなすと、 賦 後述するようにセレコウス朝時代における王領の譲渡形式は、王の勅裁を経た後に地方官に王令行使が通達され 田 地 その他をアルテミス神殿より没収するならば………」とあるのは、 第一欄にみえる譲渡者、 その行為者アンティゴノスとみなさ すなわち

れる。

な土地である。したがってこの場合、特別王令による所領の譲渡例である。 ーを支払う土地で、二賦田地 一官吏が価値ある広大な土地をその職権により自由処分することは不可能であろう。地代の年額一一六ステイタ (軍事植民に下賜した配分地)の支払分は 6% ステイターで全体の比率からみれば僅

年代に関して

しである碑文は前二○○年頃までとされる。 三〇一年)後五〇年間生存し得ないとみると、抵当契約は前二五〇年以前(セレウコス王国時代)に成立、さらに写 を生じて後、神殿壁に複刻されたとすると、その間に年代差が認められ、ムネシマコスがアンティゴノスの没年 が、この抵当碑文に関しては年代を下げねばならぬ。というのはこの記録が契約と同時期ではなく、抵当証文に効力 号を称したのは 前三〇六―一年であった。 それゆえムネシマコスが所領を 得たのは凡そ前三〇〇年頃と 考えられる そこで土地譲渡者を一時小アジアの支配者となったアンティゴノス・モノフタルモス(独眼)とすれば、 かれが王

地所の構成

地所は異なった三地域を占め、そのうち二賦田地を含む。

(-)にキナロ サルディス平地にトバルムゥラ、タンドス、コムブディリピアの村々があり、その地代は五〇ステイター、 エフェソス、カドアス、ヘラクレイデス、トゥイオスの四奴隷等である。 アの賦田地は三スティターを課せられる。 特にトバルムゥラ村の構成要素は農地、 農奴と奴隷の住居、

ため不明) モルスタス河流域にペリアサソストラ村があり、そこには住居域、菜園、カドアス、アドラストス(以下破損の の二奴隷が挙げられ、 此地の地代は五七スティター、 ナグリオアの賦田地は三ステイター・ 匹オボロイを

小アジアにおけるセレウコス王国の土地制度について

課せられる

の菜園、

(三) アットゥダ地方にイロス村があり、地代は三ステイター・三オボロイである。

ピュテオスとアドラストス(おそらくギリシア人またはマケドニア人の将校)がトバルムウラ村とペリアサソストラ その他の土地と賦田地は明確に区別でき、両者の王に支払う地代は金納であり、農奴の貢税は金納と物納である。し 村で各個の所有地を得ているが、ここでかれらの地所が賦田地であったかは不詳である。譲渡封地である村々および った土民により耕作されている。 かしこれらの土地の構成条件の相異を認めることはできぬが、ムネシマコスの所領の場合、 地所が最後にムネシマコスに帰する前に分割されているが、その事情と条件を知ることができない。結果として、 かれに所属する農奴とな

であって、王国に常備軍増設の心要ありとした時、ただちに動員し得る予備兵力であった。 軍団等の一支隊ではなく、 トイコイ ĸátrotkot を形成していた。つまり、アレクサンドロス大王、またアンティゴノスが布いたのと同様な組織 地代は地方財務局が収納するのではなくて、千人隊に支払われる。この干人隊の性格は常備戦力、またサッラップ 各地に配属された軍事植民で、かれらは如何なる都市にも所属せず、 賦田を支給され、

# アンティオコス二世よりメトロファネスへの書状(ラオディケへの王領売却王令)

碑文年代、前二五四/三年。一八九六年、B. Haussoullier がディデュマのアポロン神殿発掘の際、発見した石碑。

Haussoullier, B., Rev. de Phil., XXV (1901), 8-39

Wiegand, T., "Sechster vorläufige Bericht über die Aufgrabungen in Milet und Didyma," 35—87

DICCOMPOLECTS C. C. F. C. FEC

Welles, C. B., Royal Correspondence in the Hellenistic Period. nos. 18-20

第六〇年のアウダエオスの月、第二回はクサンディコスの月、第三回はそれより三ケ月後である。 格に関し、 受ける者は誰でも同等の権利を得、もしラオディケが先にそれを都市に移管していないならば、その者が欲する如何 する如何なる都市へでも土地を所属する権利を持つという条件で行われる。 移住していたこの村の如何なる農奴も彼女に所属することは、彼女が王庫に諸税を納入しないこと、そして彼女が欲 族と全財産を持つ農奴、 なる都市へでも移管し得る。そこでその者はラオディケが移管した都市の一領地として土地の所有権を得る。 ………パンノス村と後に形成され得る如何なる他のもの、領域内にある如何なる土地、およびそれらに所属し、家 我々は三分割払で王室庫に(τό κατὰ στρατείαν ταζοφυλάκιον)納めるよう命じた。 それに第五九年の収益を、 銀三〇タラントンで〔ラオディケに売却した。〕なお他の場所 同様に彼女からそれを買収、 すなわち第 あるいは譲 売却価 一回は

するよう命令せよ。そしてサルディスの王室記録所で登記し、それを五石碑に刻むよう命令せよ。その第一をイリオ ンのアテナ神殿に、第二をサモトラケの神殿に、第三をエフェソスのアルテミス神殿に、第四をディデュマのアポ ン神殿に奉献せよ、 ラオディケの地所管理者アリダィウスに村とバリス、それに付属する土地、 直ちに土地を測量し、 境界柱で四至を注し、 上記の石柱に境界を刻め。 および家族と全財産を持つ農奴を譲渡 以上。 第五九年、 1 オ

スの月五日。

よりラオディケの地所管理者アリダイオスに村、 土地を区分するようメトロファネスと王の命令書を付したニコマコスの命令に従い、 小アジアにおけるセレウコス王国の土地制度について バリス、 およびそれに附属する土地の譲渡を完了。 ヒュッパルク・・・・・・クラテス 東はゼ イアの

領土 る所まで。 それは近傍の者に耕作されていた。 . ッキオスの子メネクラトス、パンノス村のアザレトスの子ダウスとメトロドロスの子メディオスによって証され 一からキュヂコスの領土に拡がり、 この墓地から王道はエウパンネセを通り、 境界は村とバリスの上のパンノス村に達する旧王道である。 これに沿って バリス上部にあるゼウスの祭壇を過ぎ、 アイセポス河に至る境界をなす。 土地は指示された境界に従 道の右側に墓地 これ はピュ 1 つのあ -ス村

## 説

石柱で区画されていた。

簡に売渡し記録を付し、 …クラテスに王と知事の書状の写しを添附した命令書を送る。正しく譲渡することを委任されたヒュ 王令の写しを添附した命令書を同県の王領管理財務官ニコマコスに下す、 王が王領の譲渡を裁可し、口その王令書簡はヘレスポント県の知事メトロフアネスに布達され、 売渡した記録であって、その構成はパンノス村、宅地、それに附属する土地と農奴である。手続についてはまず、 王令書簡の写しであるこの碑文はヘレニズム時代にみられる売買契約法令の一般例を示す。 これはアンティオコス二世 五都市に公布する。 (治世前二六二冬—二四七冬)が、かっての王妃ラオディケにキュデコス近くの王領を 四ニコマコスは下級官職ヒュパ (ヨメトロフアネスは ッ 18 ル ルクの・・・・ クは

<del>(-)</del>

トラッペイアの長官たるストラテゴス στρατηγός に直属したと考えられる。王室記録所は公私両者の諸種の文書を ち中央政府に報告される。王領はオイコノモス οἰκονόμος とディオイケテス διοικήτης 分割したピュパルケィア とトパルケィア の行政区画を布く 新組織を導入した。各ヒュパルケィア 村落ならびに所領の境界が記録された。ここで作成された土地台帳はサトラッペィアの王室記録所へ送られ、 レウコス王国はペルシア時代における地方統治の行政区分であったサトラッペ ィア制度を踏襲し、 が管理するが、 には登記所が置 さらにこれ かれらはサ 0

T \扱ったのではなく、 単に王領の記録に当った。そして土地が個人に売却された時、 それは王室の管理を離れ、 都市

領として登録されることとなる。

## 区画地 tó xwpiov について

たかは不明である。 変更、 であった。アレクサンドロスの征服後、王領の一部として経営されたが、それが常にマケドニア将兵に譲渡されてい 豪族の所領を形成していた。ペルシア時代は王臣、貴族の荘園として、その中央に領主館 ラオディケに売却された土地は、一定の区画地 χωρίον を指す。普通、χωρίον は時代的変遷に従い随時その範囲 ないし新規に設定されるものではなく。古くから、 ヒッタイト人、フルギア人、リュディア人支配の時代に βαρις の存在する区画 は

界域の道路、 び境界が注されるとともに、 領主支配権が弱化すると多数の農奴は離散し、村落が崩壊した。パンノス村の場合、 また区画地を占有して開墾耕作していたが、ラオディケの所領になるに及んで所有権は明確になり、 旧来その地に居住していた農奴は返還され、 村落は再組織されている。 近傍の王の民、 私有農奴が境

## 王の民 laoi について

関係なくして、その所有財産とともに土地に所属することを示す。 農奴を譲渡するよう命令せよ………」にみられることは、農奴が土地所有者に所属するのではなく、支配者の変遷に 有者の課す義務を回避することはできなかった。もし他の場所に移住するとしても旧来所属していた村落の居住者と して登録された。 を持つ農奴から………」、およびラオディケ碑文の「村と領主館、 あるいは私人所有地は王の民いわゆる農奴によって耕作された。 また、 かれらは種々の貢税義務を課せられたが、その主なものは地代であり、一部は金納、 それに付属する土地、および 家族と全財産を持つ したがってかれらは土地と共に売却され、 ムネシマコス碑文の「……全家族と家財 他は物

たと考えられる。 納とされたようである。つまり、プトレマイオス王国にみられるように、 穀類等の長期保存可能なものは物納であっ

ス化政策を示すものである。 ところで、土地が都市に移管された時、 農奴は身分的制約を緩和され、 新自由解放市民となった。これはセレウコス王国の一特徴であって、国内のヘラ 村落は所属都市のパ ロイコイ πάροικοι また カトイコイ

売却価格について

S. 335, 132-134)。従ってこの例から察すれば、一般に十分な金額を得ていたと推測し得る。 得たであろう。なお他の売却例については、アンティオコス一世(前二八〇一二六二/一)がピタナ市へ王領を譲渡 しているが、その価格は三三〇タラントン(面積不明)で、ほかに理由 不明の額五〇タラントンを要求した(O.G.I. 意味であって、事実上、贈与とみられる。つまり、土地の一部を転売、あるいは次の年の収益より購入代価を償却し フィラデルフォスの娘ベレニケ姫を迎えるに当り、ラオディケを離婚したが、その際王妃の地位を失った彼女を償う の代価は非常に低廉である。これは第二シリア戦争の講和条件としてアンティオコス二世が、プトレマイオス王朝の ラオディケへの売却地の面積は凡そ一五〇〇〇ヘクタールと算定されるが、小アジアの肥沃地が銀三〇タレントン

- 註(1) Rostovtzeff, M, Social and Econonic History of the Hellenistic World. (1953). p. 493
- Sardis. VII, I, p. 5 (cf. C. A. H. W. p. 171)
- 📆 Rostovtzeff, M., yale Class. Stud., 🛚 (1932), 70 ff.
- ラオディケ碑文とともに非常に重要な史料は「アンティオコス一世よりメレアグロス宛書簡 譲渡令〕]碑文(約前二七五年)である。それによるとアッソス人アリストディキデスはイリオン市近郊の土地を受けたが、 (アリストデ

渡方法は上掲碑文と同様に行われている。

Schliemann, H., Troische Alter (1874). 201-209

Schroeter, F., De Regum Hellenisticorum Epistulis (1932). 9-11 Droysen, J. G., Geschichte des Hellenismus. I, 2 (1878) p.p. 377—381

Welles, C.B., Royal Correspondence in the Hellenistic Period. nos. 10-13

栗野頼之祐「セレウコス王家下賜地関係碑文」世界歴史事典(平凡社)西洋史料集成

(5)Welles, C. B., op. cit., p. 320

(6) Plutarch, Eumenes. 8. (cf. Bikerman, E., Institutions des Seléucides (1938). p. 80. n. 2.) Rostovtzeff, M., C. A. H. pp. 182—183

(7) Kornemann, E., P., W. K. Suppl. W. 94 f.

(8)Welles, C. B., op. cit., p. 174, n. 2

原則的に王領たると異ならなかった。との点、プトレマイオス王国とセレウコス王国の間に歴然と土地制度の差が認 KOC として都市化推進の一助としたことは既に述べた通りである。これに反し、専制的国家体制を完備したプトレマ ば 済的に統一を欠いた中央行政組織の弱体を強化せんとしたことは、セレウコス王朝政策の一特徴である。いいかえれ イオス王国は、 王領を個人、ギリシア都市に贈与、売却という方法によって処置し、それによって国内のヘラス化と、 土地譲渡による初期王朝の政策は、それによって国内いたるところの都市の独立を図り、他方では従属都市に地 ある程度民間の私有を認めたに過ぎず、何時、如何なる場合においてもその所有権を国家が回収し得たことは、 ) 黄税の徴集を受負わせ、税制を統一せんとしたことにある。また都市領に附属する村落を πάροικοι また κάτοι-以前の神殿領、 諸侯領を廃止し、下賜地の名において軍事賦田、 神殿領、 贈地、 私有地の区別をもう 社会的 . 経

められる。そこでいま土地処分の例を要約すると次の如くである。

- 王領を都市へ贈与、売却し都市領とした。
- 王領が王室の人々、王の輩、貴族等に贈与、売却された場合、 その所領は都市に移管された。
- 臼 旧諸侯領を極力廃止し、農奴の私的所有の排除に努めた。
- (DG) これら以外に団体の集住に指定した土地が挙げられ、その中には軍事賦田も含まれる。

たが、 しめたという。この史実は明白さを欠くがゆえに、王令書簡の真疑は不明としても、セレウコス王国における植民の ―152.それによると、 アンティオコス三世(前二四八―一八七年)の治世、フルギアとリュディアに反乱が勃発し 般例を示すものであろう。つまり植民は自治の許可を受け、住居地、 小アジアで軍事植民に譲渡した具体例は、 以来その阻止に当ってユダヤ人の二〇〇〇家族を軍事植民としてメソポタミアよりその地の軍事拠点に入植せ ョセフォスが引用した王令の写しに窺える。Josephus, Ant. XII, 147 農耕地、 葡萄園を支給され、十年間の地租を

所領の何れかは不明であるが、贈与地が没収されたことは、バビュロンと小アジアでは土地所有条件が異なっていた 度であった。そのほかにバビュロンでも土地贈与の一例がみられる。前二七九年、アンティオコス一世はベル神殿域 の居住民に土地ならびに家畜を贈り、それが五年後に王家に再び返還されている。 さて以上は小アジアの場合、 特に王領を中心に 取り上げたが、 後のペルガモン王国時代においても 大体同様な制 この土地は、 王領または 近王個 人の

註 (1) たとえばエウフラテス河畔のドウラー ェ ウ ・ロポスで発見された羊皮紙文書『賦田地相続法』 は 18 ルティア時代に属すが、

小アジアにおけるセレウコス王国の土地制度について

子孫に遺贈、 レウコス一世(前三五八―二八〇)発布の軍事植民地に関する王令の写しと考えられる。賦田地は永代私有とされ、近親者、 (1922—1923). 1926. p. 286. 粟野頼之祐「出土史料によるギリシア史の研究」二〇九頁。 ないし売与し得たが、 後継者なき場合は王に没収された。 Cumont, F., Fouilles de Dura-Europos

Rostovzeff, M., op. cit. p., 494.

(2)

-関西学院大学文学部助手---